

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確にするよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許法

連邦議会法 No. 7, 2019

ミャンマー暦 1380 年 3 月上弦 6 日

(6<sup>th</sup> Waxing day of Tabaung, 1380 Myanmar Era)

2019 年 3 月 11 日

連邦議会はここに本法を制定する。

第 1 章 :表題、有効性及び定義

1. (a) 本法は、「特許法」と称する。
- (b) 本法は、連邦大統領が通知した日から施行される。
2. 本法に含まれる次の用語は、以下に定める意味を有する。
  - (a) 「連邦」とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
  - (b) 「中央委員会」とは、本法に基づき組織された知的財産権中央委員会をいう。
  - (c) 「省」とは、連邦政府の下における商業省をいう。
  - (d) 「関連省庁」とは、連邦政府の、情報省、工業省、農業畜産灌漑省、又は教育省をいう。
  - (e) 「機関」とは、本法に基づき組織された知的財産権機関をいう。
  - (f) 「部局」とは、当該省により知的財産権に関連する事件を取り扱うことが割り当てられた部局をいう。
  - (g) 「登録官」とは、知的財産権の登録に関連する業務を行う部局の局長をいう。

- (h) 「審査官」とは、知的財産権の登録に関連する審査を行う、当該部局の副局長以上の地位の職員をいう。
- (i) 「知的財産権」とは、発明及び自己の知識により作られた創作を保護するために法律により付与された権利をいう。「知的財産権」という用語には、文学及び音楽の著作物の著作権、特許権、工業意匠権、商標権その他の知的財産権が含まれる。
- (j) 「発明」とは、技術分野における困難を解決することできる物又は製法の創作をいう。「発明」という用語には、小発明も含まれる。
- (k) 「特許」とは、発明を保護するために、本法によって付与された知的財産権をいう。
- (l) 「小発明」とは、有用性又は性能を改良した新規な構造の物の外観若しくは部品、又は物の部分を創造する技術的創作をいう。
- (m) 「特許権者」とは、部局の登録簿に特許権者として認められて記録された人又は法人をいう。
- (n) 「発明者」とは、発明を行った人をいう。
- (o) 「権利者」とは、特許権者をいい、特許権者の法的権利を得ることができる人又は法人をいう。
- (p) 「当業者」とは、それぞれの発明の技術分野又はその関連する技術分野における専門家ではないが通常知識を有する人をいう。
- (q) 「使用者」とは、雇用契約に基づき相互に合意した賃金で一人以上の従業者を雇用し、当該従業者を直接的又は間接的に管理、監督、指揮し、そして、従業者への賃金の支払、従業者の雇用及び雇用の終了について責任を負う人、政府部局、政府組織又は法人をいう。「使用者」には、使用者が死亡した場合、使用者の法定代理人を、私企業においては法定承継人及び法定譲受人を含む。
- (r) 「従業者」とは、身体的及び知的能力を用いることによって得られる賃金で生計をたてる者をいう。「従業者」には、本法において、政府部局、政府組織又は他の法人の職員を含む。

- (s) 「加盟国」とは、連邦が加盟国として加入している、知的財産権に関する協定、条約若しくは合意、又は、国際機構若しくは地域機構の加盟国をいう。
- (t) 「知的財産権裁判所」とは、知的財産権に関する事項を裁くために、本法に従って連邦最高裁判所により設立された裁判所、又は、管轄権及び権限が付与された裁判所をいう。
- (u) 「優先権」とは、第 43 条に定められた優先権をいう。
- (v) 「博覧会優先権」とは、第 44 条に定められた博覧会に関する優先権をいう。

## 第 2 章 目的

- 3. 本法の目的は、次の通りである。
  - (a) 本法により特許権者及び発明者の権利及び利益を保護すること
  - (b) 技術革新を促進し、技術を普及及び移転させることにより、連邦の生産性を向上すること
  - (c) 技術的知識及び社会経済厚生に関する、発明者と利用者との間の相互利益をもたらすこと
  - (d) 発明者及び利用者の権利及び責任の調和を支援すること
  - (e) 特許権者又は権利所有者による特許の誤用及び不適切な取引操作を防止すること
  - (f) 革新的な社会環境になるように促すこと

## 第 3 章 中央委員会の構成、並びに、その機能及び義務

- 4. 連邦政府は、
  - (a) 次の通り、知的財産権中央委員会を組織し、知的財産権に関連する事項を監督する。

(1) 副大統領	議長
(2) 連邦の省の大臣	副議長
(3) 関連省庁の副大臣	構成員
(4) その他適切な省庁の副大臣又は局長	構成員
(5) 知的財産専門家（4人を超えないものとする）	構成員
(6) 2人の非政府組織（NGO）代表者	構成員
(7) 大統領によって任命された者	秘書官
(8) 部局の局長	共同秘書官

(b) 必要に応じて、(a)に基づき組織された中央委員会を再組織することができる。

5. 中央委員会の機能及び義務は、次の通りである。

- (a) 連邦における知的財産権に対する政策、戦略及び事業計画を策定し、知的財産権に関する業務を促進すること
- (b) 当該機関によって提案された強制実施権を許可又は拒絶すること
- (c) 知的財産権に対する政策、戦略及び事業計画の実施に関して監督及び指導すること
- (d) 連邦の経済発展、外国企業の投資促進及び中小企業の発展のために、知的財産権制度を促進するように指導すること
- (e) 知的財産権に関連する業務の発展のために、研修及び人材能力育成を促進すること
- (f) 知的財産権制度を発展させ、そして遵守するために、関連する政府部局、政府機関、その他機関、及び民間企業家と協働すること
- (g) 国内機関及び外国機関との連絡及び協力を促進し、技術及び他の必要な支援を得ること

- (h) 連邦政府により随時指定される知的財産権に関連する義務を遂行すること

#### 第4章 機関の構成、並びに、その機能及び機能

6. 中央委員会は、

(a) 連邦政府の承認を得て、次の知的財産権に関する機関を構成する。

- (1) 中央委員会の幹事 議長
- (2) 省及び関連省庁の構成員からなる機関に関連する各大臣  
構成員
- (3) 知的財産専門家 構成員  
(ただし、8名を超えないものとする)
- (4) 非政府組織(NGO)代表者 構成員  
(ただし、5名を超えないものとする)
- (5) 部局の局長 秘書官
- (6) 部局の部長 共同秘書官

(b) 必要に応じて、(a)に基づき構成された機関を再構成することができる。

7. 機関の議長は、副大臣級の人であるとみなされる。

8. 機関の機能及び義務は、次の通りである。

- (a) 特許権に関する業務を調整すること
- (b) 特許権制度を発展させるために中央委員会により定められた、政策、戦略、行動計画、人材育成及び研修業務を実施すること
- (c) 連邦が、加盟国として加盟できるように、特許権に関連する協定、条約及び合意を研究し、中央委員会に対して情報を提供すること

- (d) 連邦が加盟国として加盟している特許権に関する協定、条約及び合意を履行及び実施すること
- (e) 特許権に関連する事項に関して、国内関連組織、国際機構、地域機構及び加盟国と協力すること
- (f) 中央委員会の承認を得た上で、必要なワーキンググループを組織し、特許権侵害に対する措置を講じさせ、その機能及び義務を割り当てること
- (g) 中央委員会の承認を得た上で、必要なワーキンググループを組織し、特許権侵害に関連する業務を実施させ、その機能及び義務を割り当てること
- (h) 特許権に関する情報の使用を促進することによって技術開発を行うこと
- (i) 登録官により提出された強制実施権に関する中央委員会の決定に従い処理すること
- (j) 登録官の決定に対する審判について判断すること
- (k) 連邦政府の承認を得た上で、中央委員会を通じ、本法に従って課される費用を特定すること
- (l) 特許権の登録に関連する業務に使用される印章を承認し、指定すること
- (m) 業務報告書及びその他必要な報告書を中央委員会に提出すること
- (n) 中央委員会に特許権に関する年次報告書を提出すること
- (o) 中央委員会によって随時指定される知的財産権に関連する義務を遂行すること

## 第5章 部局の機能及び義務

9. 部局の機能及び義務は、次の通りである。

- (a) 特許権に関する登録事項を発行し、公開すること

- (b) 特許権の登録簿を管理すること
- (c) 知的財産権の各分野に対して設立された部署の業務を監督すること
- (d) 機関により随時割り当てられる特許関連の義務を遂行すること

## 第6章 登録官及び審査官の任命、並びにその機能の特定

10. 機関による指名の後、省は知的財産権に関連する業務を実施するために、登録官及び審査官を任命することができる。

11. 登録官の職責及び義務は、次の通りである。

- (a) 特許出願に関する事項及び審査を監督すること
- (b) 特許関連事項に対する業務を行うことに関して、審査官の提案を調整すること
- (c) 特許権登録に関する事項を決定すること
- (d) 中央委員会及び機関により割り当てられた知的財産権に関連する義務を遂行すること

12. 審査官の機能及び義務は、次の通りである。

- (a) 特許出願を審査すること
- (b) 特許権に関する異議申立及び反論を審査した後、審査官の意見とともに登録官に審査結果を提出すること
- (c) 特許権登録に関する義務を遂行する際、登録官の承認を得て、尋問を求められた当事者を喚問し、書類を要求すること
- (d) 特許出願を審査した後、登録を認めるか否か、意見とともに登録官に提出すること
- (e) 機関、部局及び登録官により割り当てられた知的財産権に関連する義務を遂行すること

## 第7章 特許を受けられる発明

13. 発明が次の要件を満たし、かつ、第 14 条の規定に該当しない場合、当該発明は特許を受けられる発明である。

(a) 新規性を有すること

説明：以前から存在する技術として存在していない場合、発明は新規である。「以前から存在する技術」という表現は、特許出願日前に、又は、優先権を主張する場合は優先日の前に、任意の場所で、発明を発行、口頭で公表、使用、公衆に開示され、又は他の方法で公衆が得ることができる技術が含まれる。

(b) 進歩性を有すること

説明：特定分野の専門家にとって特許出願に係る発明が自明ではない場合、発明は進歩性を有するとみなされる。

(c) 発明が産業上利用可能であること

説明：産業上利用可能であるとは、当該発明が産業工芸事業において製造可能又は利用可能でなければならないという意味である。「産業工芸事業」という表現は広く、製造品又はサービスを導く社会経済活動等を含み、特に、工芸、農業、畜産業、漁業、商業、サービスを含む。

## 第 8 章 特許を受けられない発明

14. (a) 次の発明は、特許を受けられない発明である。

(1) 発見、科学的理論、及び数学的手法

(2) ビジネス、心理的行為、ゲームを行う単なる手法、ルール、又は方法

(3) コンピュータ・プログラム

(4) 非生物学的及び微生物学的な製法を除き、植物及び動物を生産するために必要な生物学的な製法

- (5) 培養されて合成された微生物以外の、自然界の生命体、生物学的生命体の全体又は部分、相補的 DNA 配列を含む DNA、細胞、細胞系、細胞培養、及び種子を含むあらゆる動物及び植物
  - (6) 人体及び動物に関する実験から得られる診断技術を含む、人体及び動物を手術又は治療する方法
  - (7) 新規な用途及び新規な特徴を含む自然界に存在する物又は既に公知なもの、並びに、随時調合された化学品及びその発明
  - (8) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は、人間、動物、植物、健康若しくは環境に悪影響を与える発明、並びに、現行の法律の下、連邦の領域内において利用することが禁止されている発明
- (b) 「連邦政府」が特に声明を通知しない限り、「世界貿易機関」の TRIPS 協定に従い、医薬品又はその製造方法に関する発明は 2033 年 1 月 1 日まで保護されない。
- (c) 連邦政府が「世界貿易機関」の TRIPS 協定に従い、特別に声明を通知しない限り、次のものは、2021 年 7 月 1 日まで、特許により保護されない発明である。
- (1) 農業に使用される化学物質
  - (2) 食料品
  - (3) 微生物に関する製品
- (d) 連邦政府は、「世界貿易機関」の TRIPS 協定に従い、(b)及び(c)に規定された特許を受けられない期間を変更及び指定することができる。

## 第 9 章

### 特許を受ける権利を有する者

15. (a) 発明者は特許を受ける権利を有する者であり、特許証にその氏名が記載される権利を有する。また、その譲受人又はその承継人は特許を出願する権利を有する。

- (b) 同一の発明が2人以上の者によって別々に行われた場合、最先の特許出願を出願した者、又は、優先権を主張する場合は適法な最先の優先権を主張した者が、特許権を受ける権利を有する。

16. 発明が二人以上の者により共同して行われた場合、すべての者が共同して特許を受ける権利を有する。

17. 使用者と従業者との間の雇用契約により、又は、当該雇用契約の結果として、発明が行われた場合、

- (a) 従業者が発明を行い、かつ、雇用契約の条項に反しないときは、使用者のみが特許を受ける権利を有する。
- (b) 従業者が使用者に送付した発明が完成した旨の届出書の日付から6月以内に、使用者が特許出願を出願することを怠った場合、使用者は特許を受ける権利を放棄したとみなされ、従業者が特許を受ける権利を有する。
- (c) 発明が従業者の前使用者の業務範囲内で従業者によって発明され、並びに、雇用契約に反すること、及び、従業者によって逆に証拠がないこと主張しない限り、雇用契約の満了後1年以内に発明された発明について特許出願を出願した場合、発明が期限満了した雇用契約に基づいて従業者が発明されたとみなされ、前使用者が特許を受ける権利を有する。ただし、次のいずれかの場合においては、従業者のみが特許を受ける権利を有する。
  - (1) 前使用者が当該発明について出願しないことに同意した場合
  - (2) 前使用者が従業者によって提供された証拠に反論できない場合
  - (3) 前使用者が(b)に記載の特許出願を出願することを怠り、従業者が特許出願を行った場合
- (d) 使用者の指示によるものではなく、従業者が、使用者の業務範囲に関連し、使用者の機器、データ又は使用者の技術を使用して発明を行った場合、雇用契約に別段の定めがない限り、従業者のみが特許を受ける権利を有する。

- (e) 従業者が(a)、(c)及び(d)に規定された発明とは別にその他の発明を行った場合、雇用契約に別段の定めがない限り、従業者のみが当該発明について特許を受ける権利を有する。

## 第10章 出願

- 18. 本法に基づいて特許を受ける権利を有し、特許権を得ることを望む者は、明細書に従って登録官に特許の付与を申請することができる。
- 19. 特許出願人は、
  - (a) ミャンマー語又は英語のいずれかにより特許出願の出願書類を作成することができる。
  - (b) 登録官が出願書類をミャンマー語から英語に又はその逆に翻訳すること要求した場合、出願書類を翻訳しなければならない。
  - (c) (b)に従い翻訳された場合、当該翻訳が正しいことを認め署名しなければならない。
- 20. (a) 特許出願人は出願書類に次の事項を記載する。
  - (1) 特許出願の申請
  - (2) 出願人である個人又は法人、並びに、発明者の氏名、国籍及び住所
  - (3) 代理人によって出願された場合、代理人の氏名、国民登録証番号及び住所
  - (4) 発明の詳細な説明
  - (5) 発明の名称及び要約
  - (6) 明細書に記載された1請求項又は一群の請求項
- (b) (a)に規定された事項に加え、必要であれば、次のものを添付書類として提出する。
  - (1) 出願人が重要な産業又は業務を有する場合、国名を含む住所

- (2) 出願人が機構に出願した場合、登録番号、並びに、機構の種類及び名称
- (3) 任意であるが、発明を理解しやすくするための図面
- (4) 出願人が優先権を主張する場合、当該優先権の有効な証拠とともに優先権の主張
- (5) 出願人が博覧会優先権を主張する場合、当該博覧会優先権の有効な証拠とともに博覧会優先権の主張
- (6) 共同出願人の一人が他の共同出願人を代表して願書に署名を行った場合、共同出願人の同意書
- (7) 特許出願の発明が、遺伝資源若しくは生物資源を含むか否かに関わらず、伝統的知識の合法的使用、又は、当該資源の直接的又は間接的な使用である場合、宣言書
- (8) 早期公開請求を要求する場合、公開請求
- (9) 機関及び部局が随時指定した他の追加書類

21. 第20条(a)項の明細書を備える完全な特許出願を部局が受領した日を、所定の費用の支払いの後、連邦における特許出願が行われた日とみなす。

22. (a) 発明の詳細な説明は、当業者が発明を実施できるための書類であり、出願日に又は優先権が主張されている場合は優先権が主張された日に、発明者が知っている発明を実施するためのベストモードを示す。

(b) (a)で主張した発明の詳細な説明において特定分野の当業者が利用又は実施するために十分な情報を説明している場合、発明の詳細な説明が明確かつ十分であるとみなされ、さらなる審査を必要としない。

(c) ミャンマー連邦共和国の領域における遺伝資源若しくは生物資源、又は、当該資源に関連するか否かに関わらず伝統的知的情報が、同意なく直接的若しくは間接的に使用されている場合、保護を求める発明は発明の詳細な説明に明確に記載される。

23. (a) 保護を求める発明を請求の範囲に記載する。

- (b) 特許出願の請求の範囲は、明確かつ簡潔に十分に記載する。明細書及び図面は説明のために用いられる。
24. (a) 二人以上の者が異なった日に個別に発明した同一の発明を出願し、当該出願に関して紛争が起きた場合、登録官は要件を満たす最先の出願を行った出願人に登録を認める。
- (b) (a)を適用した際、各出願が、優先権又は博覧会優先権を主張し紛争が起きた場合、最先の優先日を主張し、かつ特許要件を具備する出願人が特許を受ける権利を有する。
25. 二人以上の者が個別に発明した同一の発明を特許出願を同日に行った場合、又は同一の優先日を主張した場合、
- (a) 登録官は、全ての出願人に対し、適当な期間内に出願人間で協議を行い、当該出願人が出願人として指定することを望む者の氏名を提出するよう指示する。
- (b) 登録官の指示に従い協議を行った出願人は、特許出願人として指定した者の氏名又は共同出願人の氏名のいずれかを登録官に提出する。
- (c) (a)に基づく登録官の指示にもかかわらず、出願人が出願人間において合意に至らなかった場合、出願人は登録官により行われる決定に従う。
26. (a) 特許出願人は、所定の費用を支払った後、出願日から 36 月以内に登録官に出願審査を請求する。登録官は所定の方法で当該請求を公開する。
- (b) 審査請求が(a)に規定された期間内に行われない場合、その特許出願は放棄されたとみなされる。
27. 特許出願は、一発明又は発明の単一な一般的概念が密接に関連する一群の発明を対象とする。
28. 特許出願人は、
- (a) 登録官が特許を付与若しくは特許出願を拒絶する前に、又は登録官の決定に関する審判請求に対する機関の決定の前に、出願書類、翻訳文又は補助書類に記載の誤記及び他の誤りを、所定の費用を払い、補正することができる。

- (b) 特許が付与される前、出願時の明細書の範囲を超えることなく出願を補正することができる。
- (c) (1) 第 27 条を満たさない出願を補正するため、所定費用を支払うことによって、当初出願において出願したものとする、出願時の発明の詳細な説明の範囲を超えない 2 以上の出願に分割する出願を登録官に所定期間内にできる。
- (2) 各分割出願に対して、当初出願が出願された日、又は、優先権を主張している場合は優先日が、出願日とみなされる。
- (d) 特許出願を放棄することを登録官に請求することができる。

29. 登録官は、明細書を審査した後、第 28 条に基づいて提出された補正を認めることができる。

## 第 11 章 審査、異議申立、及び登録

30. 特許出願に関し、審査官は、
- (a) 発明の国際分類に従い発明を分類し、発明が第 19 条及び第 20 条の条項を満たしているか否かを審査した後、当該条項を満たす出願を意見とともに登録官に提出する。
  - (b) 審査官は、出願が第 19 条及び第 20 条の条項を満たしているか否かを審査した後、条項を満たしていない場合、登録官の承認を得て、出願人に、出願を補正するように通知する。出願人が当該通知の受領から 60 日以内に出願を通知された補正を行わない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。
  - (c) 審査官は、必要な補正が(b)の所定期間内に受領された場合、登録官に報告とともに審査した出願書類を提出する。
31. (a) 特許出願人又は特許権者は、所定期間の間に登録官への必要な手続を怠り、かつ、権利の喪失が当該出願又は特許に関する手続の怠りにより起きた場合、次の事項に該当するときは、登録官に特許権を回復するために再出願を行うことができる。

- (1) 所定期間内に手続を行わなかったために取下げられた日から 60 日以内に上申書を提出した場合
- (2) 所定期間に手続を行うことを怠った理由に関して、必要書類、情報又は説明を添付して提出した場合
- (3) 所定期間内に手続を行うことを怠った理由を十分に上申書に記載した場合
- (4) 所定費用を支払った場合

(b) 次の場合、登録官は(a)の権利回復手続を中断する。

- (1) 審判が請求された場合
- (2) 当事者が互いに訴訟に関与している場合

32. 特許出願に関して、登録官は、審査官により提供された意見を精査し、出願日から 18 月又は早期公開が請求された場合は請求日に、異議申立のために公衆に通知するため、所定の方法でその出願を公開する。

33. 特許出願に関して、申立人は、第 32 条の公開の日から 90 日以内に所定の費用を支払い、登録官に第 13 条及び第 14 条に記載の要件を示し異議申立書を提出することができる。

34. 異議申立書を受領した場合、所定期間内に異議申立に対して反論するために、登録官は出願人に通知する。

35. 特許出願に対する異議申立の場合、登録官は、異議申立理由並びに審査官の調査結果及び意見を審査し、特許出願の手続、補正又は取消を決定する。本決定は申立人及び特許出願人の両方に通知され、所定の方法により公開される。

36. 詳細な審査を受ける特許出願に関して、審査官は、第 13 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条及び第 27 条に規定された特許要件を出願が満たしているか否かを審査し、登録官に審査結果を意見とともに報告する。

37. 特許出願に関して、登録官は、

- (a) 審査官の意見を精査した後、特許出願を特許査定又は拒絶する。

- (b) 登録官は、登録簿に特許査定又は拒絶査定を記録し、出願人に通知する。さらに、特許査定又は拒絶査定は所定の方法で公開される。
- (c) 特許が付与されると、登録官は出願人に特許証を発行する。

38. すでに外国に出願され、次いでミャンマーに出願された特許出願に関して、登録官は、特許出願を審査するために、所定期間内に次の書類を出願人に提出することを通知できる。

- (a) 外国の知的財産庁で行われ、当該知的財産庁から得られる調査報告の写し、及び審査報告の写し
- (b) 出願人が外国から取得した特許証の認証付き写し
- (c) 外国の知的財産庁によって拒絶された特許出願若しくは請求の範囲の写し、又は、特許された特許出願に関する無効／取消の宣言の写し

39. 特許出願の審査に関して、登録官は、機関の承認により、外国の政府機関、国際機関又は外国特許庁による審査を依頼することができる。

40. 特許権者は、

- (a) 特許証を紛失又は汚損した場合、所定費用を支払うことによって登録官に真正な写しを請求することができる。
- (b) 特許権者は、登録官に対して、所定の費用を支払った後、登録簿に登録されている、誤記及び国籍及び住所を含むその他の誤りを訂正することができる。

41. 登録官は、

- (a) 第 40 条(a)に従って請求を審査した後、特許証の認証付きの写しを発行する。
- (b) 登録官は、第 40 条(b)に従って請求を審査した後、訂正を認容することができる。

42. (a) 出願経過において従来手続を遵守するにもかかわらず、登録官は、明細書が国家の安全保障及び公衆の安全を脅威にさらすと考える場合、機関の承認を得て、その明細書に関連省庁から許可書を得るまでその出願を保留し、秘密状態におくことができる。

- (b) 意見を受領すると、各省は、秘密情報を保持又は各事業利益を移転するために、許可のない出願を審査することができ、関連政府機関に出願に関する補償を出願人に支払う。
- (c) 国家の安全保障及び公衆の安全を脅威にさらす情報を含むとみなされた出願に関して、ミャンマーに居住し、かつ、(a)の公式報告を得ることを怠った又は却下した登録官に特許出願を出願した者は、登録官の許可なく他の外国には出願を行うことができない。
- (d) 特許出願人は、(b)に基づいて適当な補償を得ることを各省に主張する権利を有する。特許出願人が補償の額に満足しない場合、特許出願人は知的財産権裁判所に訴訟を提起できる。
- (e) 登録官は、所轄省の意見によって、特許出願が秘密状態を維持する必要がもはやない場合、(a)に基づいて秘密状態を取り消す。

## 第 12 章 優先権

- 43. パリ条約又は世界貿易機関のいずれかの加盟国において特許出願を行った者、又はその特許出願の譲受人は、その最先の出願の出願日から 1 年以内に部局に同一の発明について出願を行った場合、当該最先の出願日の出願に基づく優先権を有する。
- 44. パリ条約加又は世界貿易機関のいずれかの加盟国の関連政府により主催され又は認証された国際博覧会において展示された発明に関して、出願人は、同一の発明を当該国際博覧会で展示した最先の日から 1 年以内に部局に特許出願を行った場合、当該国際博覧会に最先の出展日の出展に基づく博覧会優先権を有する。
- 45. 博覧会優先権は、第 43 条に基づいて出願の日から発生する優先権の期間を超えられない。
- 46. 出願人が所定期間内に書類を提出することができない場合、登録官に、第 31 条(a)に従い優先権を回復することを登録官に請求することができる。

## 第 13 章 存続期間及び料金

- 47. 特許権の存続期間は、特許出願の出願日から 20 年である。

48. 特許権者又は出願人は、特許権又は特許出願を維持するために、定期的に次の年金を納付する。

- (a) 所定の年金は、年金を支払わなければならない日前 6 月以内に支払われなければならない。
- (b) 年金の遅延支払として、満了日後 6 月の猶予期間が認められる。その支払いの際、所定の年金及び遅延料金が支払われなければならない。

49. 登録官は、

- (a) 登録簿に年金支払を記録する。
- (b) 猶予期間の 6 月以内に年金を支払うことを怠った場合、特許権又は特許出願を消滅させる。
- (c) 年金の支払が行われていないことが確認され、かつ、他人の利益に悪影響を与えていない場合、登録官は、いかなる公開もされることなく、満了日から次の年の末日まで消滅した特許を維持する。
- (d) 登録官は、登録簿に消滅した特許権又は特許出願を記録し、所定の方法で公開する。

50. 出願人又は特許権者は、第 48 条で規定された遅延支払日において、第 31 条に規定された書類を提出できる場合、登録官に権利の回復を請求する権利を有する。

## 第 14 章 特許権

51. 特許権者は、第 13 章の規定に従う場合、存続期間中特許権を有する。

52. 第 54 条に定められた規定に該当しない場合、特許権者は、

- (a) 次の独占的権利を有する。
  - (1) 本法の下、特許発明が物の場合、特許権者の同意なく、他人が当該物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は輸入する行為を防止する権利

(2) 本法の下、特許発明が方法の場合、特許権者の同意なく、他人がその方法を使用する行為、又は、その方法によって直接製造された物に関する(a)(1)に記載された行為を防止する権利

(b) 特許権者は、特許権を侵害する者に対して民事訴訟を提起できる。

(c) 特許権者は、第 15 章及び第 16 章の規定に基づいて、特許権について他人に譲渡又は実施許諾することができる。

53. 第 17 条(d)に従って従業者のみが特許を受ける権利を有する特許権に関して、使用者は通常実施権を有する。

54. 特許権は、次の実施を制限するものではない。

(a) 業務目的ではない、特許発明の個人的使用

(b) 試験又は研究目的のための実施

(c) 一時的に又は不測の事態により偶発的に、ミャンマー連邦共和国の領域に侵入する航空機、車両又は船舶に搭載された特許関連の器具及び装備の使用

(d) 特許出願の日前又は優先日前に、他人の特許発明を善意で使用又は使用するために実施の準備をすること

(e) 特許権者による、又は特許権者の同意を得て、販売、販売の申出、又は輸入によりすでに市場にある特許物質及び特許製品を取引すること

(f) 製品の製造、組み立て、使用、販売及び輸入に関係するミャンマー連邦共和国又は他国の法律によって要求される情報提供のために正当目的で使用するためだけに、特許発明を製造、組み立て、使用、販売又は輸入すること

(g) 登録された医師又は歯科医師の処方箋に従い、特定人のための医薬品を薬局で調製すること

55. 特許権が 2 人以上の者によって共有され、それらの者の中で特に同意がない場合、

(a) 特許権者は同等に不可分の特許権を享受する権利を有する。

- (b) 特許権者は他人に自己の不可分な特許権を移転又は実施許諾することができる。
- (c) 特許権者は、他の特許権者の同意を得ることなく、特許権の侵害者に対して民事訴訟を提起することができる。
- (d) 特許権の承継人である個人又は法人は、(a)、(b)及び(c)で上述した権利を有する。

## 第 15 章 特許権の移転

- 56. (a) 特許出願人は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自己の出願の移転を登録するよう登録官に申請することができる。
  - (b) 特許権者は、所定の条件に従い、他の個人又は法人への自己の特許権の移転を登録するよう登録官に申請することができる。
57. 第 56 条(a)に従い特許出願人若しくは譲受人が、又は第 56 条(b)に従い特許権者又は譲受人が、所定の費用を支払った後、権利移転の登録を申請した場合、登録官は権利の移転を登録し、所定の方法で公開する。
58. 登録官に特許権の移転の登録が申請されない場合、権利の移転は有効ではない。
59. 遺伝子配列、生物学的資源又は国の伝統的知識から直接案出された発明に関して、機関は、
- (a) 特許出願が第 20 条(b)(7)の規定に従わず権利付与されたことが判明し、かつ、出願人が情報が誤って省略した場合、特許権者に特許業務の利益を各組織に移転するように指示する権利を留保できる。
  - (b) (a)により特許業務の利益が移転され、かつ、各組織がその利益を取得した後に、特許が公の秩序又は善良の風俗に関する国民全体の関心又は問題に関連するようになった場合、特許出願は取下げ又は特許権は放棄される。

## 第 16 章 実施許諾

60. 特許権者は、期間及び条件を定め、個人又は法人に自己の特許権を使用する実施許諾を行うことができる。
61. 特許権者又は実施許諾を受けた者は、所定の費用を支払い、実施許諾の真正な写しとともに、実施許諾の登録を登録官に申請しなければならない。
62. 登録官は、第 61 条に基づく登録の請求に関して、請求を審査し、請求が特許権の悪用を含まず、不正競争の意図も有さず、国の利益に影響を与えず、直接的若しくは間接的にも一般的技能若しくは開発を制限するものではなく、又は、その他の影響も有するものではないと判断した場合、当該実施許諾の登録及び所定の方法による公開が行われる。
63. 特許権者又は実施許諾を受けた者が、条項に従い、登録官に登録された実施許諾の取消を請求する場合、登録官は登録簿に登録された当該実施許諾を取り消し、当該実施許諾の取消を所定の方法により公開する。
64. 特許権の実施許諾の登録を登録官に申請しない場合、当該実施許諾は有効ではない。

## 第 17 章 強制実施権

65. (a) 個人又は法人は、次の事項のいずれかに該当する場合、条項に従い、登録官に強制実施権を請求することができる。
- (1) 国の安全保障、食料供給、健康に対する深刻な要求、又は国家の利益に関する他の重要な部門の開発に関して、公益のために実施しなければならない場合
  - (2) 特許権者又は実施権者の実施が反競争的であると、司法機関又は政府機関によって判断され、かつ、本条項の発明の使用がその反競争的実施行為からの救済である場合
  - (3) 特許権者が自己の独占的権利を使用していない、又は実施権者の独占的通常実施権の不使用を制限せずは無視している場合
  - (4) 国が製造又は輸入する際、十分な数量、十分な品質、又は妥当な価格で発明を利用できない場合

- (5) 第 2 特許権の発明が第 1 特許権の発明に関連する顕著な経済的影響を与える重要な技術を含み、かつ、第 2 特許権が第 1 特許権を利用することなく実施できない場合
- (b) 登録官は、(a)で請求された請求書を審査した後、機関に提出する。機関は、中央委員会の決定により、期間及び条件を定め、登録官による提出について認容又は却下する。
66. (a) 特許権者は、個人又は法人が既に得た強制実施権を終了することを請求し、かつ、両者又は一方の者が聴聞会を開くことを求める場合、機関は聴聞会を開き、そして、第 65 条(a)の規定に該当せず、かつ、その期間及び条件に対して強制実施権者の履行がされていない場合、機関はその強制実施権を終了する。
- (b) 強制実施権は(a)により終了することになったけれども、強制実施権の延長使用が認められた者の正当な利益の適切な保護が必要であり、又は、第 63 条(a)(2)に従い反競争的な実施を救済するために強制実施権を設定し、又は、強制実施権を設定する条件が再度生じるような場合、機関はその強制実施権を終了させない。
67. 独占的实施権ではない強制実施権は、次の場合、適用されない。
- (a) 特許権者自身による、発明の使用、ミャンマー連邦共和国での製造、ミャンマー連邦共和国への輸入、又はその両方を行う場合
- (b) 特許権者の同意を得て、権利を許諾することを契約書に記載した場合
- (c) 特許権者が、第 52 条に規定された、特許権に関する実施を継続する場合
68. 強制実施権は第 65 条に基づいて認められる。機関は、
- (a) できる限り早く強制実施権の設定について特許権者に通知する。
- (b) 強制実施権者が特許発明の使用を開始する日、強制実施権の期間及び条件、強制実施権の効力等、並びに、特許権者に支払わなければならない補償金を通知する。
69. (a) 医薬品又は医薬品の製造方法の特許に対する強制実施権の実施を許可するための補償金を決定する際、同一の医薬品を製造する他の方法が

公知ではない場合又は利用できない場合、2003年8月30日の世界貿易機関の総会の紛争処理規定が考慮される。

- (b) 第65条(a)(4)に記載された特許製品又は特許された製造方法によって製造された製品が特許出願の日から4年以内又は特許付与の日から3年以内のいずれか遅く満了するまで十分に製造できないという理由によっては、強制実施権を請求できない。また、特許権者が自己の能力がないこと又は十分に実施することができないことの正当な理由を主張できる場合、請求は棄却される。
  - (c) 機関は、特許権者又は強制実施権者の請求に基づいて、一方又は両方が要求する場合、聴聞会を命じ、そして、条件が合致するまで付与された特許に関する決定に含まれる条件を修正する。
  - (d) 強制実施権は、強制実施権者の営業所にのみ移転することが認められる。
70. (a) 第65条に基づいて強制実施権を請求する際、特許権者が強制実施権を求める者から請求を受けたか否かにかかわらず、特許権者は妥当な期間内に、妥当な商業的期間及び条件で請求人に実施許諾されなかったという証拠書類を提出することができる。
- (b) 事態が国の非常事態のために、又は、他に緊急若しくは営業利益ではないが公益のために実行する必要がある場合、又は、公益のために反競争的な営業事業を救済する必要がある場合、司法機関又は政府機関により決定されるように、強制実施権の設定の際、(a)の規定された行為に関する証拠書類を提出する必要はない。
71. 機関によって認められた強制実施権の、個人又は法人による発明の使用は、第65条(a)(2)の反競争的行為を救済することを認める場合、又は、強制実施権が医薬品若しくは医薬品の製造方法の特許に関連し、付与された強制実施権の目的が、2003年8月30日の世界貿易機関の総会の決定に関する紛争処理規定に従い、製造の能力又は適格性に欠けた国の領域又は外国に医薬品を輸出する場合を除き、ミャンマー連邦共和国の市場の需要を満たさなければならぬ。
72. 第65条(a)(5)の強制実施権が認められる場合、
- (a) 第1特許権の所有者は、第2特許権の発明を使用する妥当な期間、クロスライセンスの権利を有する。

- (b) 第 1 特許権に関する強制実施権は、第 2 特許権及びその強制実施権とともに譲渡された場合を除き、譲渡できない。

73. 強制実施権の請求に関する強制実施権に関する決定又は補償金に関する決定に不満を有する者は、第 94 条に従い知的財産権裁判所に請求することができる。

## 第 18 章 特許権の放棄及び取り消し

74. 特許権者は、

- (a) 特許権者の同意により、登録官に特許権を放棄することができる。
- (b) 2人以上の者によって共同で所持される特許権は、特許権者間で別段の定めがない場合、特許権者すべての同意により、登録官に特許権を放棄する。

75. 登録官は、審査の後、登録簿に特許権の放棄を登録し、所定の方法で公衆に通知するために公開する。

76. 第 77 条の規定に従わない場合、個人又は法人は登録官に特許権の全体又は一部を取り消すことを請求することができる。

77. 登録官は、個人又は法人の請求により、特許が次のいずれかに該当する場合、特許権の全体又は一部を取り消す。

- (a) 発明が第 13 条及び第 14 条の規定された特許を受けられる発明ではない場合
- (b) 特許権者が特許権を有する資格を有さないという反駁できない証拠がある場合
- (c) 特許出願の補正が出願時の開示した明細書の記載を越えることを発見した場合
- (d) 特許が、詐欺又は重要情報の欠落により取得された場合
- (e) 特許出願の請求項に係る発明が優先日前に秘密裏に使用されていた場合
- (f) 特許出願人が必要情報を登録官に開示することを怠った、又は、誤った情報を開示した場合

- (g) 特許取消の請求に関する知的財産権裁判所の最終命令又は判決を受けた場合

78. 次のいずれかに該当する場合、登録官は、特許権又は特許出願を登録簿から削除する。

- (a) 出願人が、第 42 条(a)に規定される秘密保持に違反した場合、又は、第 42 条(c)に違反して他国に特許出願した場合
- (b) 年金を納付することを怠った結果、第 49 条(b)により消滅した場合
- (c) 遺伝子配列若しくは生物学的資源を使用する発明、又は、伝統的知識から開発された発明の場合であって、第 20 条(b)(7)に規定された記載を誤った場合、又は、特定の記載を怠った場合

79. 特許権が取り消された場合、登録官は、登録簿に取消を登録し、特許権者に通知し、所定の方法によって公示するために取消を公開する。

## 第 19 章 小発明

80. (a) 小発明が新規、かつ、産業上利用可能である場合、小発明について小特許の登録出願を行うことができる。
- (b) 次の場合は、小特許の保護から除外される。
- (1) ビジネスフローの方法
  - (2) 化学品、医薬品、生物体、金属体、他のそれらの成分及び組成物
  - (3) 本法により特許保護が禁止されているもの
  - (4) 彫刻、建築物又は既存の装身具
- (c) 小発明は、当業者が小発明を実施できるように明確かつ十分に記載され、特に小特許の使用法又はどのようにその機能が改良されたのかを記載する。
- (d) 本章の条項に該当しない場合、必要に応じて、特許権及び特許出願の規定が小特許に適用される。

81. 小特許の存続期間は、小特許の出願日から 10 年である。
82. 小特許の出願に関して、審査官は、
- (a) 出願が、第 19 条、第 20 条及び第 80 条(b)の規定を満たしているか否か、そして、小発明が第 2 条(l)の定義を満たしているか否かを審査した後、審査官の意見とともに、登録官に出願を提出する。
  - (b) 審査官は、(a)を満たしているか否かを審査した後、必要であれば出願人が補正できるように、登録官の承認を得て、出願人に通知する。出願人が当該通知の受領から 30 日以内に出願を補正しない場合、登録官にその旨が報告され、当該出願は放棄したものとみなされ取下げられる。
  - (c) 審査官は、(b)に記載された所定期間内に必要とされる補正書を受領した場合、補正された出願を審査し、登録官に意見とともに当該出願を提出する。
83. 登録官は、第 82 条に従い提出された意見を精査した後、異議申立のために公衆に通知するため、所定の方法で出願を公開する。
84. (a) 小特許の登録出願に対して異議を申立てる者は、公開日から 60 日以内に、所定の費用を支払った後、十分な証拠とともに登録官に異議申立書を提出する。
- (b) 異議申立書を受領した場合、登録官は、出願人が所定期間内に異議申立に対して反論できるように、出願人に通知する。
  - (c) 審査官は、異議申立理由及び反論を審査した後、審査官の意見とともに登録官に調査報告を提出する。
85. 小特許の出願に関して、登録官は、
- (a) 公開日から 60 日以内に異議申立が行われない場合、小特許を付与することができる。
  - (b) 異議申立が行われた場合、異議申立理由、調査報告、審査官の意見を審査した後、申立てを認容又は却下できる。

- (c) 登録官は、登録簿に登録査定又は拒絶査定を登録し、出願人に通知する。さらに、登録査定又は拒絶査定は所定の方法で公開される。
  - (d) 登録官は、小特許が付与されると、出願人に小特許証を発行する。
86. 個人又は法人の申立てにより、小特許が次のいずれかに該当する場合、登録官は小特許を取り消す。
- (a) 小特許が第 80 条(a)(b)の要件を満たさない場合
  - (b) 小特許権者が小特許を有する資格を有さないという反駁できない証拠がある場合
87. (a) 特許出願人は、特許が付与又は拒絶される前いつでも、所定の費用を支払い、特許出願を小特許の出願に変更することができ、当初出願日が小特許の出願日としてみなされる。
- (b) 小特許の出願人は、小特許が付与又は拒絶される前いつでも、所定の費用を支払い、小特許の出願を特許出願に変更することができ、当初出願日が特許出願日としてみなされる。
- (c) (a)の出願は、2 回以上行うことはできない。
88. 出願人は、同時に又は異なる時に、同一の発明の特許出願又は小特許の出願を出願を行うことができない。

## 第 20 章 国際出願

89. ミャンマー連邦共和国が加盟国として特許協力条約に加盟した後、国内又は外国の特許出願人は、国際出願制度を利用することを望む場合、所定の条項に従って登録官に出願することができる。
90. ミャンマー連邦共和国を指定国とする国際出願を出願した場合、登録官は、特許協力条約に従い付与された国際出願日を、本法に基づいてミャンマー連邦共和国に出願された特許出願の出願日とみなす。
91. ミャンマー国民又はミャンマー連邦共和国に居住する個人によって出願された国際出願に関して、部局は当該出願の受理官庁として機能する。

92. 本法に基づいて特許権又は小特許権を得るためにミャンマー連邦共和国を指定して出願した国際出願に関して、部局は指定官庁として機能する。

## 第 21 章 審判

93. (a) 本法に基づいて登録官が行った決定に不服のある者は、機関に対し、当該決定の日から 60 日以内に審判を請求することができる。
- (b) (a)に基づいて審判が請求された場合、機関は、登録官の決定を支持、取消し若しくは訂正し、又は更に得られる証拠の提出を指示することができる。
- (c) (b)により更に証拠が提出された場合、機関は登録官の決定を支持し、取消し又は訂正することができる。
94. 機関による決定に不服のある者は、当該決定の通知を受領した日から 90 日以内に、ミャンマー連邦共和国の最高裁判所が本事件のために管轄権を認めた知的財産権裁判所に訴えることができる。

## 第 22 章 知的財産権裁判所の設立

95. ミャンマー連邦共和国の最高裁判所は、
- (a) 管轄地域に知的財産権裁判所を設立し、裁判官を任命し、知的財産権に関連した民事又は刑事訴訟事件について審理させることができる。
- (b) 最高裁判所は、(a)に基づいて任命された裁判官に対して、管轄権及び権限を付与し、知的財産権関連事件について審理させることができる。
- (c) 最高裁判所は、(a)に基づいて知的財産権裁判所が設立される前の知的財産権関連事件について審理する管轄権及び権限を管轄裁判所に付与することができる。
- (d) 最高裁判所は、知的財産権裁判所により下された判決、命令及び決定に対する控訴及び訂正に関して知的財産権裁判所の管轄権及び権限を決定する。
- (e) 最高裁判所は、知的財産権裁判所に管轄権及び権限を付与し、第 94 条に基づいて審理させる。

## 第 23 章 特許権侵害に関する知的財産権裁判所の権限

96. (a) 権利者は、損害に対して種々の民事事件を知的財産権裁判所に提起でき、民事訴訟法第 97 条及び第 98 条の規定する仮処分の請求を行うことができる。
- (b) 権利者は、知的財産権裁判所に対して民事訴訟を提起することができる。
97. (a) 知的財産権裁判所は、第 96 条(a)に基づく請求が行われると、侵害者であると告発する事件に関して、必要な検討を行い、仮処分又は複数の命令を下すことができる。
- (1) 特許権侵害を防止し、そして、連邦内の商取引経路に、税関局で通関手続が行われ、すべての税金が支払われた輸入品を含む商品が流入することを防止する差止命令
- (2) 申立てられた特許権侵害に関連する証拠を保存するための命令
- (b) 知的財産権裁判所は、仮処分を行うために、出願人に次のものを提供するように指示することができる。
- (1) 当該請求人が権利者であり、かつ、特許権が侵害され又は侵害されるおそれがあることについての合理的な十分な証拠
- (2) 仮処分の強制執行の濫用を防止するために十分な担保金の支払い
- (c) (a)の仮処分を執行する際、知的財産権裁判所は、請求人に対し、申立てられた侵害品を認定するために、請求人に対して更なる必要証拠を提出するように指示することができる。
- (d) 第 98 条(b)に定められた規定を害しない場合であって、被告が取消又は停止することを請求する場合、第 97 条(a)及び第 98 条(a)に基づいて下された仮処分は、最終的な損害が決定されるように、民事訴訟に移行し、仮処分の強制執行の日から開始され、仮処分の命令が下された日から 30 日以内に決定されないときは、知的財産権裁判所により決定された指定期間内に開始されない。

- (e) 請求人の債務不履行又は行為により仮処分が取消され又は停止された場合、若しくは、特許権侵害がない又は特許権侵害のおそれがない場合、知的財産権裁判所は、被告の請求により、仮処分に起因して被告が被った損害についての合理的な賠償金を被告に対して支払うよう請求人に命令する権限を有する。
98. (a) 知的財産権裁判所は、次の場合、一方的な(unilateral)仮処分を行うことができる。
- (1) 権利者に救済不能な悪影響をもたらすような遅延がある場合
  - (2) 証拠が破壊される危険がある場合
- (b) 一方的な(unilateral)仮処分を行う場合、知的財産権裁判所は、
- (1) 仮処分が行われると、遅滞なく相手方に当該仮処分に関する命令を通知する。
  - (2) 相手方が、所定の期限内に仮処分の執行を怠った場合、又は、知的裁判所により期限が定められていないときは通知の日から30日以内に仮処分の執行を怠った場合、知的裁判所は法的措置を講じる。
  - (3) 知的財産権裁判所は、被告からの請求があった場合、当該仮処分を変更し、取消し、又は追認すべきか否かを決定するために、適当な期間内に両当事者に聴聞を行うことを含む再審理を行う。
99. 特許権侵害に関し、民法及び民事訴訟法に反することなく、知的財産権裁判所は、第96条(b)の訴訟で、次の一つ又は複数の命令を下すことができる。
- (a) 税関局における通関手続で税金を支払った後輸入される特許権侵害品が、連邦の商取引経路に流入することを防止することを含む、特許権侵害を適切に防止するための命令
  - (b) 特許権侵害に起因して権利者が被った損害に対して、特許権を侵害する者が十分な賠償金を権利者に対して支払う旨の命令、又は、権利侵害者に、予め決められた賠償額若しくは特許権侵害により侵害者が得た利益、又は、その両方を権利者に対して支払う旨の命令
  - (c) 訴訟費用及び弁護士費用を含む適切な費用を権利者に支払う旨の命令

100. (a) 知的財産権裁判所は、権利者の請求により、民事訴訟法に従って侵害に対する最終判決を下す際、証拠に対して次の命令を下すことができる。
- (1) 侵害品を破棄すること、又は侵害品を商取引経路に流入することを防止すること
  - (2) 権利者に損害を与えないために、補償を支払うことなく、特に侵害品を製造するために使用される設備を破壊し、又は、侵害品を商取引経路に流入させることを防止する命令
- (b) (a)に従って命令を下す場合、知的財産権裁判所は次の点を考慮する。
- (1) 予防的命令を下すことによる影響
  - (2) 侵害の重大さと破棄命令との間の釣り合い
  - (3) 破棄による環境への影響
  - (4) 他者への正当な利益に対する損害
101. 特許権が侵害されたと悪意をもって虚偽の申立てを行ったことが判明した場合、知的財産権裁判所は当該請求人に対し、被告の弁護士費用及びその他費用を含む訴訟費用を含む補償金を原告に支払うよう命じることができる。
102. (a) 特許権侵害に関する民事訴訟を進行する場合、知的財産権裁判所は、特許権侵害が製造方法を含むときは、同一の製品の製造方法が特許された製造方法の製品と異なることを判断できるように、被告に証拠を提供することを命令することができる。
- (b) 特許された製造方法によって製造された製品が新規である場合、特許製品と同一の侵害製品は、反論がないときは、特許権者の同意なく、特許された製造方法によって製造されたものとみなされる。
- (c) (a)に従って知的財産権裁判所により特許権侵害の証拠が要求され、かつ、侵害被疑者が製造方法及び営業秘密を開示していない場合、知的財産権裁判所はその者の正当な営業利益を考慮する。
103. (a) 現行法の規定に該当しないとき、知的財産権裁判所は、次の場合、他方当事者に対し、秘密情報を保護している間、適当な方法で証拠の提出を命じることができる。

- (1) 権利者が自身の主張を裏付けるのに十分な、確たる証拠を提示した場合
  - (2) 主張に関連する証拠及び裏付けが他方当事者の管理下に存在することが明確に説明された場合
- (b) 正当な理由のない故意的権利侵害の場合、知的財産権裁判所は、次の場合、侵害された者及び権利侵害者により提出された主張又は証拠についての審理を行った後、相互の主張を含む情報に基づき、肯定的又は否定的な準備的及び最終的な決定を行う。
- (1) 関連情報の取得を拒絶した場合
  - (2) 合理的な期間内に必要な情報を提供できない場合
  - (3) 訴訟に関連する手続を著しく妨害した場合

104. 特許権侵害に関する訴訟について本法に特に規定されていない場合、知的財産権裁判所は、証拠法、刑事訴訟法、民事訴訟法、及びその他適用される現行法の規定を適用して行使できる。

## 第24章 罰則

105. 権利者の同意なく商業目的の次の行為のいずれかにより有罪判決を受けた者には、1年以下の懲役若しくは2百万チャット以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (a) 特許証又は小特許証を偽造発行し、又は、偽造発行させる行為
- (b) 登録簿に不実の登録を行い、又は、行わせる行為
- (c) 特許出願及び発明の詳細に関する書類を、同意なく、所定期間内に、第三者に開示、公開、又は使用するために許可を与える行為
- (d) 同意なく、発明の詳細を、不特定人に提供し、公衆に開示し、又は使用の許可を与える行為

106. 製品に関して、特許出願を行っていないにも関わらず、特許出願を行った、又は、出願が拒絶された、又は、特許権を取得していないにも関わらず、特許権を

取得したと偽って述べる者には、有罪判決を受けた場合、6月以下の懲役若しくは2百万チャット以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 第25章 雑則

107. 他の現行の法律に含まれる相反する規定にかかわらず、本法における特許権に関する犯罪は、本法に基づいてのみ罰せられる。

108. 登録官は、本法に基づいて付与された裁量権を適宜行使する際、何人かが決定により影響を受けると予想される場合、影響を受け得る者に聴聞の機会を与える。

109. 登録官により署名捺印された特許証の写しは、証拠として管轄知的財産権裁判所に提出される。

110. 特許出願人の本籍地又は営業地点が連邦の領域の外部である場合、特許出願は、本法の規定に従い、業者又は部局によって定められた方法で登録された代理人又は登録特許業者を介して行うことができる。

111. 物及び方法の発明は、有形、無形を問わず、形式上動産であるとみなす。

112. 本法に定める特許権侵害罪は、連邦の国家非常事態及び公衆の危機的状態の場合に、政府の部門及び法人が商業的利用ではなく公共の利益のために、特許製品を使用する場合には適用されない。

113. 特許権の紛争当事者間で生じる紛争は、友好的な方法、仲裁手続、又は訴訟手続のいずれかにより解決することができる。

114. 本法の規定を実行するために、省は中央委員会の事務機能について責任を負い、省は費用を負担する。

115. 省は、連邦政府の承認を得て、中央委員会、機関及び公務員ではないワーキンググループの構成員に対する報酬及び手当の金額を決定する。

116. 本法における連邦レベルの役職を保有する者の任期は通常、連邦大統領の任期と同一とする。

117. 省は、機関の業務を行うために、管理者及びその部署を知的財産権の分野毎に設置し、義務を割り当てる。

118. 本法に基づいて設置された中央委員会及び機関は、全ての知的財産権に関する法律に準用される。

119. 本法の規定を実行するにあたり、

- (a) 連邦最高裁判所は、運用、条例、規則、通知、命令、指令、及び司法権に関する手続を發布できる。
- (b) 省及び各省は、
  - (1) 連邦政府の承認を得て、運用、条例、規則を發布できる。
  - (2) 通知、命令、指令、及び法的手続を發布できる。
- (c) 機関及び部局は、省の承認を得て、通知、命令、指令、及び法的手続を發布できる。

私は、ミャンマー連邦共和国憲法の下、以下に署名する。

ミャンマー連邦共和国

大統領

Sd (Win Myint)